平成２４年（フ）第１１号
群馬県高崎市保渡田町2261番地の３
破産者　株式会社志龍
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第８号
群馬県藤岡市小林402番地
破産者　株式会社藤岡トゥエンティ
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８０７号
埼玉県川越市大字藤間496番地２
破産者　株式会社河野インテリア
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９号
埼玉県川越市大字山田941番地12、前住所千葉県野田市堤根34番地５
破産者　株式会社ＹＪシステム
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３号
埼玉県所沢市宮本町２丁目12番12―101号、前住所東京都東村山市秋津町５丁目37番地９号
破産者　有限会社高橋事務所
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１９号
千葉県八街市八街ほ970番地18
破産者　株式会社岩起建設
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２０号
千葉県山武市大木785番地136、開始決定時の住所千葉県八街市八街ほ970番地18
破産者　三上　岩男
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３５７号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井５―５―332高木方、住民票上の住所千葉県香取郡神崎町神崎神宿450番地４
破産者　廣瀬ゆかり
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０９号
千葉県富里市立沢1098番地68
破産者　黄秀娟こと　ＷＯＮＧ　ＳＯＷ　ＫＵ　ＥＮ
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９２号
千葉県茂原市東郷1224番地１
破産者　田中　盛男
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１４３８号
東京都港区三田２丁目１番40号
破産者　株式会社コンテ屋さん
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４３９号
東京都国立市富士見台３丁目４番地の４北島第10コーポ301
破産者　北本　雅子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６３号
相模原市緑区日連579番地２
破産者　株式会社ＡＲＩＳＳＡ
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５６４号
相模原市緑区与瀬1684番地　サンライズ101
破産者　亡森久保佳男相続財産（開始決定時森久保佳男）
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２２７号
名古屋市昭和区石仏町２丁目１番地の40
破産者　有限会社イワキン
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５８５号
愛知県常滑市西阿野字阿野峪138番地の７
破産者　有限会社古川鉄骨
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７号
名古屋市中村区名駅南１丁目５番22号
破産者　株式会社エリエード
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
神戸市中央区磯辺通２丁目２番25号大和ピュアビル404号室
破産者　有限会社ティー・アール・ティーサービス
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６号
奈良県吉野郡大淀町大字北野25番地の１
破産者　株式会社東光測量設計事務所
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第９１４号
広島県東広島市八本松東７丁目12番13号
破産者　株式会社大都
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６５号
沖縄県浦添市仲西２丁目４番19号
破産者　有限会社やんばる商事
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５号
北海道旭川市忠和４条８丁目３番10号
破産者　株式会社ＣＨＩＫＡＲＡ
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部